

平成 26 年度

包括外部監査結果報告書

—下水道事業に係る財務事務の執行について—

広島市包括外部監査人

公認会計士 村田 賢治

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	監査対象期間	1
4	事件を選定した理由	1
5	監査の実施期間	2
6	監査対象部署	2
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の結果と意見について	2
	(1) 監査の「結果」と「意見」	2
	(2) 表記の方法	3
10	その他	3
第2	監査の総括	4
1	「結果」及び「意見」一覧	4
2	監査の視点	5
3	監査手続	5
第3	監査対象事業の概要	6
1	下水道事業について	6
	(1) 下水道の役割	6
	(2) 下水道のしくみと種類	7
	(3) 下水道事業を位置付ける法令	12
2	広島市の下水道事業について	23
	(1) 広島市の下水道事業の概要	23
	(2) 広島市の下水道事業の沿革	28
	(3) 広島市の下水道事業に関する計画	30
3	財務の状況について	33
	(1) 貸借対照表	33
	(2) 損益計算書	35
4	地方公営企業会計制度の見直しについて	37
	(1) 資本制度の見直し	37
	(2) 地方公営企業会計基準の見直し	37

第4	監査の結果及び意見	43
1	下水道事業の経営全般	43
	(1) 他の政令指定都市との経営指標比較分析	43
	(2) 企業債について	59
	(3) 不明水解消に向けた施策について	65
2	収入事務	70
	(1) 下水道使用料の設定について	70
	(2) 下水道使用料の徴収事務について	77
	(3) 水洗便所設備資金貸付制度について	86
3	資産管理	89
	(1) 下水道台帳の整備について	89
	(2) 未利用地について	91
4	施設の老朽化	94
	(1) 下水道事業におけるマネジメントのあり方について	94
	(2) 管きよの老朽化について	100
5	地方公営企業法の財務規定に基づく会計業務	103
	(1) 新地方公営企業会計基準の適用について	103

はじめに

平成 26 年 8 月 20 日未明に発生した広島市安佐北区、安佐南区等における土砂災害でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

下水道事業関連の職員の方々も、連日の現場復旧作業の中、本包括外部監査の実施期間とかなりの重複もあり、ご負担をおかけしましたが、可能な限りのご対応をいただきました。この場を借りて謝意を表します。

包括外部監査人 村田 賢治

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

下水道事業に係る財務事務の執行について

3 監査対象期間

原則として平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて平成 24 年度以前及び平成 26 年度の執行分を含む。

4 事件を選定した理由

広島市の下水道事業は都市基盤を支え、市民の安全・安心に直結する重要な事業であり、予算規模についても最大規模の企業会計であることから、市財政に与える影響は多大である。事業実施に当たっては、個々の事業の必要性を確認しながら、法令等を順守し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の 3 E の観点を取り入れて進めていくことが求められる。

多額の初期投資を必要とし、将来の維持管理コストが発生するインフラ資産を持つ下水道事業においては、中長期的なインフラ資産の管理及びそれに伴う財源の確保が必要であり、長期的視点に立った効率的・効果的な経営が求められる。また、平成 26 年度から新地方公営企業会計基準が適用され、適切な対応が必要となっている。さらには、公営企業として 10 年程度を期間とする投資計画と財政計画を策定することも、国において検討されている。

以上のことを前提に、持続可能な下水道事業の経営に必要な課題を明確にし、問題点の指摘及び事業効率化のための提案を行うことを目的として、「下水道事業に係る財務事務の執行について」を平成 26 年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として

選定した。

5 監査の実施期間

平成 26 年 7 月 23 日から平成 27 年 1 月 14 日まで

6 監査対象部署

広島市下水道局

7 監査従事者

包括外部監査人	村田 賢治	公認会計士
補助者	山本 哲男	弁護士
補助者	山邊 彰三	公認会計士
補助者	野呂 貴生	公認会計士
補助者	川西 英之	公認会計士
補助者	大出 秀徳	公認会計士
補助者	谷口 昌央	公認会計士
補助者	本庄 清春	公認会計士
補助者	藤原 直高	公認会計士
補助者	佐野 嘉宣	公認会計士
補助者	上甲 佳苗	公認会計士
補助者	後藤 洋平	公認会計士試験合格者

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見について

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義を明確にした。

(1) 監査の「結果」と「意見」

ア 結果

- ・ 財務に関する事務の執行において、合規性に関する事項で、適当でない事務処理があったと判断した事項
- ・ 財務に関する事務の執行において、著しく妥当性を欠き改善すべきと判断した事項

イ 意見

- ・ 財務に関する事務の執行において、合規性に反するとまでは判断しないが、説明責任上対応することが望ましいと判断した事項
- ・ 財務に関する事務の執行において、経済性・効率性・有効性などの観点から改善することが望ましいと判断した事項

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に結果又は意見として表示し記載している。

10 その他

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H14=平成 14 年

本報告書中の数値は全て単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。また、%（パーセント）の数値は、本報告書記載の数値を計算の基としているため、切り捨てを行わない数値を基として算定した場合との間に差異が生ずることがある。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、広島市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

第2 監査の総括

1 「結果」及び「意見」一覧

内 容	区分		頁
	結果	意見	
経営指標数値分析を用いた財政収支計画の策定について（経営企画課）		○	58
発生主義による利息計上について（経営企画課）		○	63
企業債の償還能力について（経営企画課）		○	64
不明水の発生原因の把握について（計画調整課）		○	67
不明水の処理費用に対する一般会計からの繰出金の算定方法について（経営企画課）		○	68
広島市下水道事業財政収支計画における下水道使用料の改定について（経営企画課）		○	75
広島市下水道事業財政収支計画における経費について（計画調整課）		○	76
排水設備の設置等に係る事務手順について（管理課）		○	85
水洗便所設備資金貸付金の回収努力について（管理課）		○	87
下水道台帳の適時入力等について（管路課）		○	90
未利用地の網羅的な把握とその有効活用等について（経営企画課）		○	93
減損処理の要否に係る事務手続の整備について（経営企画課）		○	93
今後導入されるアセットマネジメントへの対応について（計画調整課）		○	99
計画的な管路施設更新について（管路課）		○	101
固定資産台帳の整備の遅れについて（経営企画課）	○		105

2 監査の視点

- ・ 事業実施に際して、法令や規則、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- ・ 事業実施に際して、効率的な経営が行われているか。また、それは適正な受益者負担・事業収入の確保につながっているか。
- ・ 多額のインフラ資産を保有する下水道事業において、中長期的な視野に立った資産管理が行われているか。
- ・ 経済環境の変化などに対応して、経済的かつ有効な行政運営となるように常に見直しが行なわれ、持続可能な経営計画が策定されているか。
- ・ 市民及び利用者に対し、十分な情報が伝えられているか。

3 監査手続

各結果及び意見に係る詳細な監査手続は、それぞれの結果又は意見の前に記載しているとおりであるが、主な監査手続は以下のとおりである。

- ・ 下水道事業について、担当者へのヒアリング、意見聴取及び書類の閲覧によりその概況を把握し、入手資料等により分析を実施した。
- ・ 法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事業が運営されているか確認した。
- ・ 関係台帳、帳簿、契約書、証拠証ひょう等を閲覧し、その運用方法について検討した。
- ・ 必要に応じて下水道事業の事業場に赴き、現地視察及び担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事業実施状況について確認した。

第3 監査対象事業の概要

1 下水道事業について

(1) 下水道の役割

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤施設であり、具体的には次のような四つの役割を果たしている。

ア 周辺環境の改善

生活及び事業活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊・ハエの発生源となるだけでなく伝染病発生の可能性も増大するなど周辺環境は悪化するが、下水道を整備することにより、汚水は速やかに排除され周辺環境は改善される。

イ 便所の水洗化

水洗は、文化のバロメーターとも言われ、快適な生活と良好な環境のための重要な要素である。

従前のくみ取り便所は、収集運搬時の臭気等が個々の家庭生活やその周辺に不快感を与え、伝染病の媒体となる蚊やハエの温床となるなどの弊害があるが、下水道が整備されることにより、水洗トイレに改造でき生活環境が改善され衛生的で快適な暮らしができる。

ウ 浸水の防除（雨水の排除）

雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことは、下水道の重要な役割の一つである。

下水道が整備されると、都市に降った雨水は家庭の雨水ますや道路側溝等を通じて下水管に流入し、速やかに排除される。

エ 公共用水域の水質保全

工場排水や家庭汚水が直接河川などの公共用水域に排出されると、水質が悪化する。この水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水、工業用水さらに水浴などのレクリエーションの場としての価値減少などあらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらす。

下水道は、排水や汚水を收容し処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与する。

(2) 下水道のしくみと種類

ア 下水道のしくみ

下水道は、排水設備、管きょ、ポンプ場及び終末処理場からできている。

(ア) 排水設備

排水設備は、台所、風呂場、水洗便所等から生じた汚水や宅地内に降った雨を管きょに排除するための設備で、土地、建物等の所有者又は管理者が設置するものである。

(イ) 管きょ

管きょは、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場等から排出された汚水や雨水を集水ますを通じて収集し、自然流下によりポンプ場や終末処理場に運搬する役割を果たしている。その途中には、清掃、通気等のために多数のマンホールを設けている。

(ウ) ポンプ場

ポンプ場は、管きょで自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水して順次送水する中継ポンプ場と、大雨の時などに雨水をくみ上げ河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがある。

(エ) 終末処理場

終末処理場は、下水を処理してきれいな水にするための重要な下水道施設である。処理場で集まった水を、まず、ゴミや砂を沈砂池で除去した後、沈みやすい浮遊物を沈殿池で除去する（ここまでが一次処理と言われている）。

次に、汚水に微生物を混入した活性汚泥を入れて曝気（空気を吹込む）し、残っている有機物を沈みやすくして、最終沈殿池で沈殿させた上、きれいになった上澄水を消毒して海などに放流している（ここまでが二次処理と言われている）。

イ 下水道の種類

(ア) 下水道は、排除方法によって分流式と合流式とに分けられる。

a 分流式

分流式とは、雨水と汚水を別々の管きょで排除する方法である。

b 合流式

合流式とは、雨水と汚水を一つの管きょで排除する方法である。

広島市の排除方法には、分流式と合流式の両方がある。

(イ) 下水道は、下水道法上の公共下水道、流域下水道、都市下水路と、下水道法以外の農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などがある。

以下は、広島市における下水道の説明である。

a 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために広島市が管理する下水道で、単独に終末処理場を有するか、流域下水道に接続するものであり、排水施設の相当部分が暗きょ構造のものである。

b 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものである。

c 流域下水道

2以上の市町の区域にまたがる下水を受けてこれを処理するために広島県が管理する下水道で、それぞれの市町の公共下水道が接続される幹線管きょ、ポンプ場及び終末処理場からなる。

d 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開水路構造のものが多い。

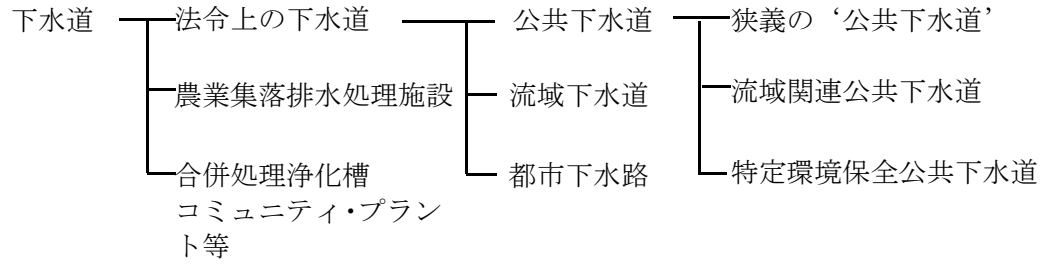
e 農業集落排水処理施設

農業振興地域として指定された地域で汚水を集合処理し、排水する汚水処理施設である。

f 合併処理浄化槽

個々の家の敷地に設置して、生活雑排水と水洗便所からの汚水を併せて処理・排出する汚水処理施設である。

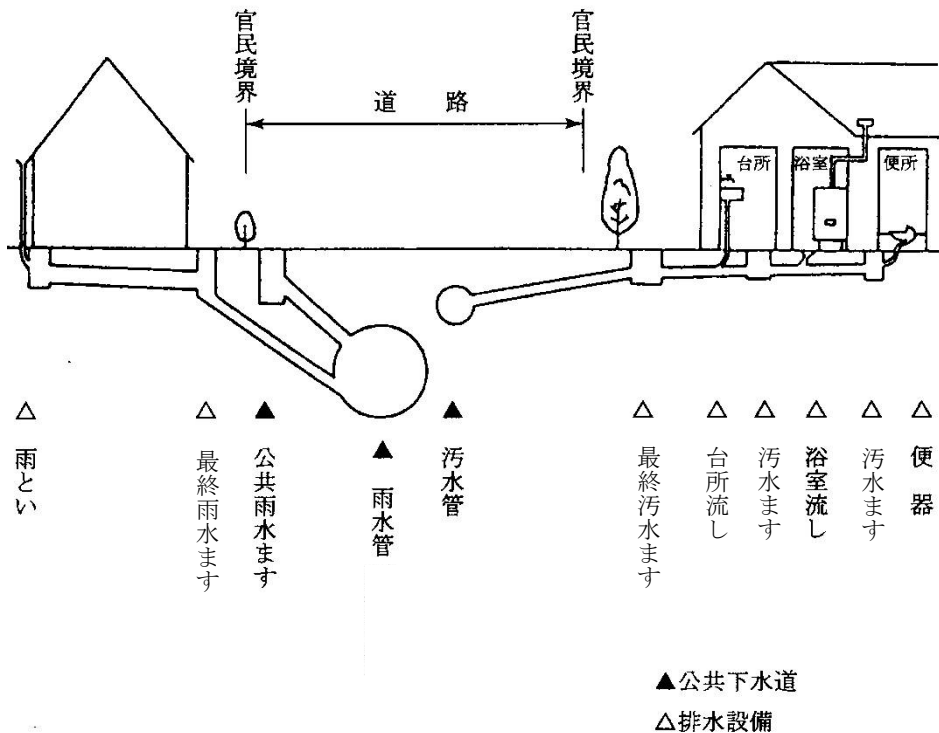
下水道の種類



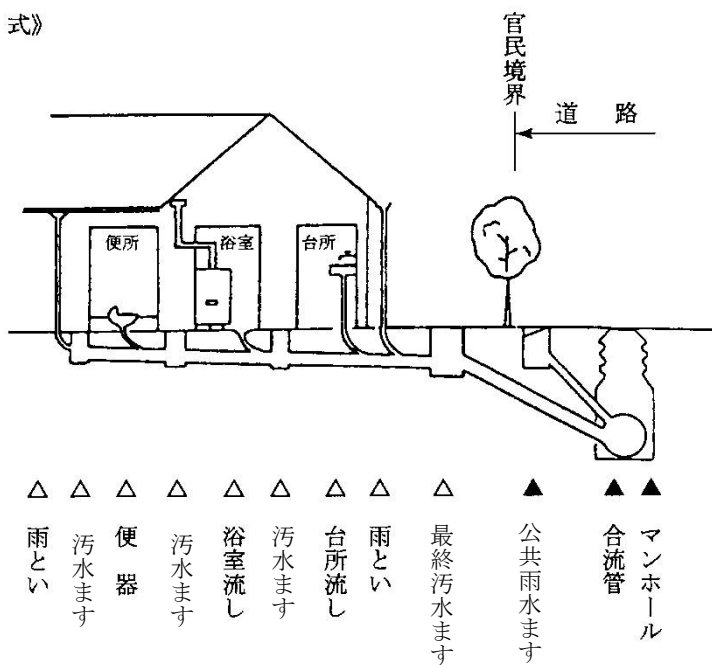
※出所 「広島市下水道局 平成 26 年度事業概要」 から抜粋

排水設備と公共下水道

《分流式》

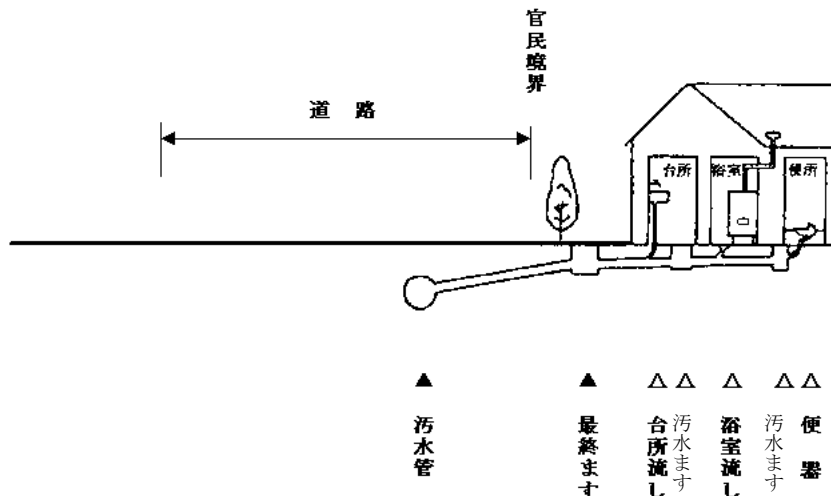


《合流式》



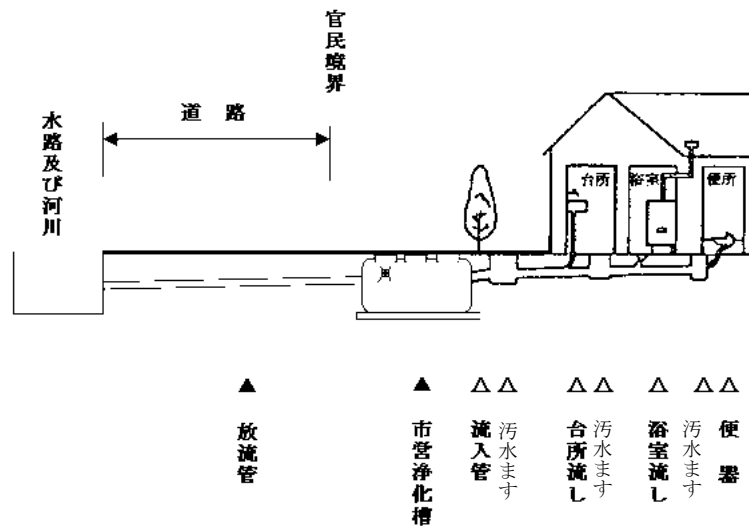
※出所 「広島市下水道局 平成 26 年度事業概要」から抜粋

排水設備と特定環境保全公共下水道 (農業集落排水処理施設)



▲ 特定環境保全公共下水道(農業集落排水処理施設)
△ 排水設備

排水設備と市営浄化槽



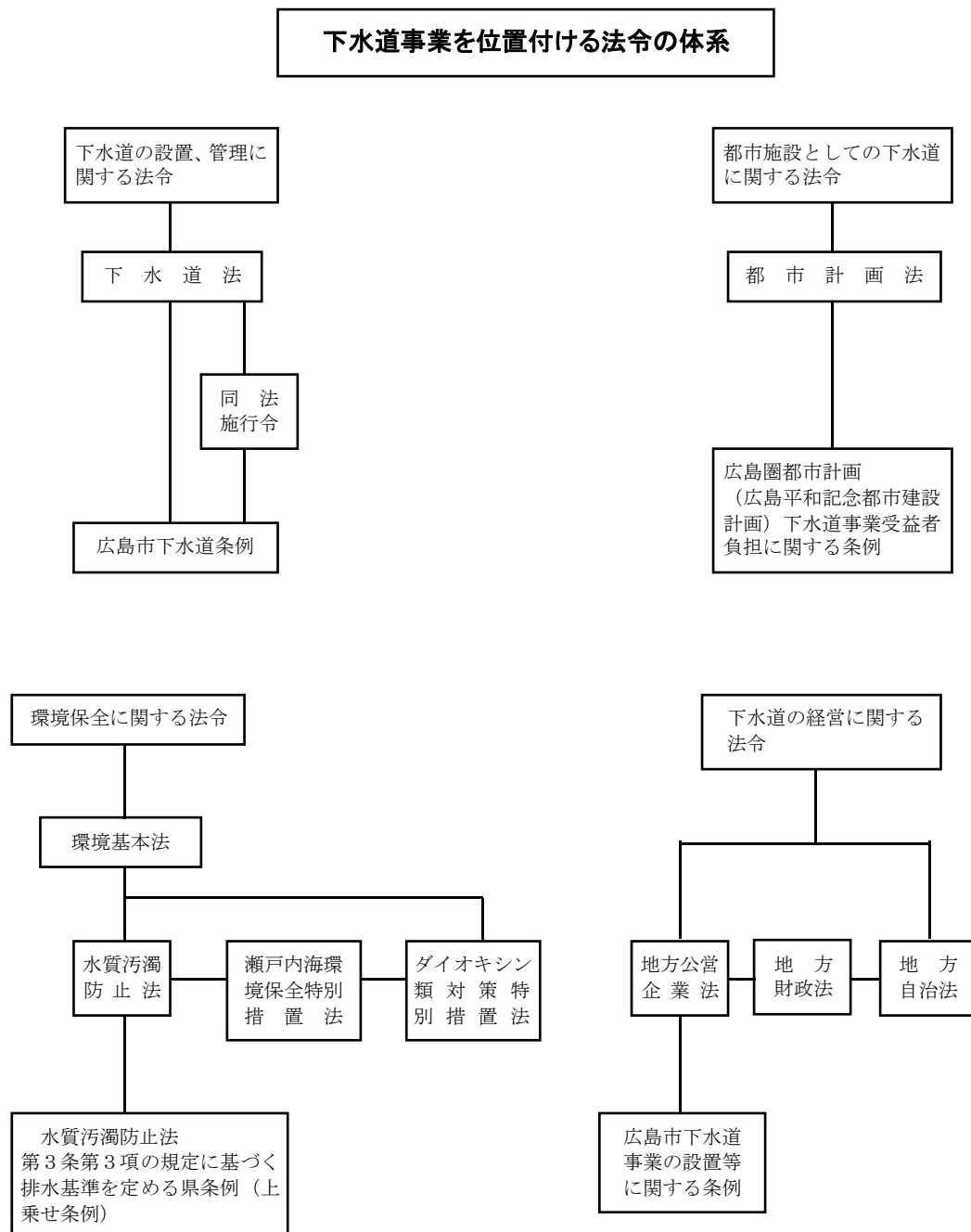
▲ 市営浄化槽
△ 排水設備

※出所 「広島市下水道局 平成26年度事業概要」から抜粋

(3) 下水道事業を位置付ける法令

下水道事業を位置付ける法令としては、まず、下水道を設置、管理するための下水道法とこれに関連する法令がある。この他に下水道を都市施設として機能させるための都市計画法、下水道の整備を環境保全のための重要な施設として位置付けている環境関係諸法及び下水道の経営に関する法令がある。

下水道事業を位置付ける法令の体系は、およそ以下のとおりである。



ア 下水道の設置、管理に関する法令

(ア) 下水道法

a 法律の目的

下水道法は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めており、直接的には下水道の整備を図ることを、そして、究極的には都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すること及び公共用水域の水質保全に資することを法の目的としている（下水道法第1条）。

b 流域別下水道整備総合計画

都道府県は、環境基本法に基づき水質環境基準が定められた公共用水域のうち、複数の市町村区域における汚水によって水質汚濁がもたらされており、かつ、主として下水道の整備によって当該水質環境基準を達成させる必要があるものについて、それぞれの公共用水域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）を定めなければならないこととなっている（下水道法第2条の2）。

流域別下水道整備総合計画は、下水道整備に関する基本方針等を定めることとされており、公共下水道や流域下水道の事業計画については、これに適合していることが求められている（下水道法第6条、同法第25条の5）。

なお、広島市域に係る流域別下水道整備総合計画として、広島県は昭和48年3月に「太田川・瀬野川流域別下水道整備総合計画」を策定し、平成13年12月に変更を行っている。

c 事業計画の策定

公共下水道の設置に当たり、公共下水道管理者は事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事）に協議しなければならない（下水道法第4条）。

なお、公共下水道の事業計画は、下水道の配置、能力、構造等に関する技術的基準に適合していなくてはならない（下水道法第6条）。

また、公共下水道を都市計画事業として施行する場合は、後述するように、都市計画法上の事業認可が必要となる。

d 排水設備の設置義務等

公共下水道の供用が開始されると、排水区域内の土地の所有者等は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない（下水道法第10条）。

これは、生活環境の改善、公衆衛生の向上、そして公共用水域の水質保全という本法の目的を達成するために公共下水道の利用を強制している規定であり、下水道法上重要な規定の一つである。

また、処理区域内にあるくみ取り便所は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない（下水道法第11条の3）。

e 放流水に係る水質基準

公共下水道から公共用水域に放流される水の水質は、下水道法による技術上の基準のほか、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法に基づく県条例及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準の適用を受ける（下水道法第8条）。

また、公共下水道管理者は、水質管理を適切に行うため、放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない（下水道法第21条）。

f 下水排除の制限等

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水排除基準に適合しない下水を排除してはならず（下水道法第12条の2）、これに違反する場合は、直ちに改善命令を発せられたり（下水道法第37条の2）、罰則を科されることがある（下水道法第46条の2）。

これらのいわゆる直罰規制を受けない場合でも、下水排除基準に適合しない下水を排除する者に対しては、除害施設の設置等の義務付けを条例で定めることができることとなっている（下水道法第12条、同法第12条の11）。

g 使用料の徴収

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとなっている（下水道法第20条）。

(イ) 広島市下水道条例

下水道法第25条は、「この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める」としている。

広島市では、公共下水道の設置その他の管理に関し条例を定め、特に、市民生活に係わりの深い事項について詳細に定めている。主な内容は次のとおりである。

a 排水設備の接続方法等

公共下水道に適応した排水設備の設置なくしては、公共下水道の適正な管理はありえない。このため、排水設備の公共下水道への接続方法の基準（下水道条例第6条）、排水設備の計画の確認（下水道条例第7条）、排水設備の工事に関する指定工事店制度（下水道条例第8条）等について定めている。

b 下水排除の制限等

直罰規制を受けない下水についての排除制限（除害施設の設置義務等）については、下水道法第12条及び第12条の11の規定により条例に委ねられているので、これを受けて、下水の排除の制限を規定し（下水道条例第15条、同条例第16条）、併せて、除害施設等の計画の確認（下水道条例第17条）、改善命令制度（下水道

条例第 18 条) 等について定めている。

c 使用料

下水道法第 20 条は、条例で定めるところにより、使用者から使用料を徴収することができる旨を規定しており、これを受けて使用料体系を定めている（下水道条例第 44 条、同条例第 45 条）。

d 小規模下水道

小規模下水道とは、団地における下水を排除し、又は処理するため広島市が管理する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいい（下水道条例第 2 条）、管理及び使用に関して排水設備の設置義務（下水道条例第 22 条）、悪質下水の排除の制限（下水道条例第 26 条）等について定めている。

e 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設とは、農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における汚水を排除し、処理するために広島市が管理する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいい（下水道条例第 2 条）、排水設備の設置義務、悪質下水の排除の制限については下水道条例第 22 条、同条例第 26 条を準用すると定めている（下水道条例第 34 条）。

f 市営浄化槽

市営浄化槽とは、下水道条例第 35 条第 1 項の市営浄化槽区域における汚水を処理するために広島市が管理する合併処理浄化槽をいい（下水道条例第 2 条）、市営浄化槽の設置をする旨の通知を受けた者に、排水設備の設置義務を定めている（下水道条例第 37 条）。

イ 都市施設としての下水道に関する法令

(ア) 都市計画法

a 下水道の位置付け

下水道の整備の本来の目的が、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上にあることから明らかなように、下水道は都市施設としても機能しなければならない。都市計画法は、下水道を都市施設としてとらえ、下水道に関する様々な規定を設けている。

まず、下水道は、道路、公園、水道、河川、学校など他の都市施設と同じように、必要に応じて都市計画に定めるものとして掲げられている（都市計画法第 11 条）。また、このうち、市街化区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとしている（都市計画法第 13 条）。

b 都市計画の手続

市町村の都市計画の決定又は変更は、都道府県知事の同意を受けた後、諸手続を経て行われるが（都市計画法第 19 条）、決定又は変更した都市計画に従い、都市計画事業を施行し、又はこの事業計画を変更しようとする場合は、都道府県知事の認可を受けなければならない（都市計画法第 59 条、同法第 63 条）。

この認可に当たっては、下水道法第 4 条又は第 25 条の 3 の規定による国土交通大臣の事業認可があったか、又は認可を受けられることが確実であることが必要である（都市計画法第 61 条）。

なお、都市計画法による事業認可は、都市施設の設置、配置等に審査の主眼が置かれている。

c 受益者負担金

都市計画事業によって著しく利益を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部をその者に負担させる、いわゆる受益者負担金制度を条例で定めることができる（都市計画法第 75 条）。

広島市では、「広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき受益者負担金を徴収している。

ウ 環境保全に関する法令

(ア) 環境基本法

a 法律の目的

この法律は、環境の保全について、基本理念、国、地方公共団体、事業者等の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている（環境基本法第 1 条）。

b 環境基準

環境保全に関する施策の達成目標となるのが環境基準であり、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について環境基準を定めるものとなっている（環境基本法第 16 条）。

なお、水質汚濁に係る環境基準は、環境省告示「水質汚濁に係る環境基準について」（以下「水質環境基準」という。）により具体的に定められている。

水質環境基準の達成に下水道の整備は密接な関係があるため、前述したとおり、下水道法では水質環境基準達成のため都道府県は水域ごとに流域別下水道整備総合計画を定めるべき旨の規定を置いている。

(イ) 水質汚濁防止法

a 法律の目的

この法律は、環境基本法を受けて、特定施設を設置する工場、事業場から公共用水域に排出される水の水質を規制することで、公共用水域の汚濁を防止し、それにより国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としている（水質汚濁防止法第1条）。

b 公共用水域と規制の対象

本法の適用水域は、原則として全ての公共用水域であり、河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい水路その他公共の用に供される水路となるが、終末処理場が設置されている公共下水道及び流域下水道を公共用水域から除いており（水質汚濁防止法第2条）、公共下水道に下水を排除する者に対する水質の規制については下水道法に委ねている。

また、終末処理場及びし尿処理施設（小規模下水道、農業集落排水処理施設を含み、処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）を特定施設として指定しているので（水質汚濁防止法施行令別表第1第72号、第73号）、これらの施設はこの法律により規制され、その放流水質は排水基準に適合するものでなければならない（水質汚濁防止法第12条）。

c 排水基準

排水基準は、排出水の汚染状態について、有害物質の種類ごとに、又はその他の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度であって、環境省令で定められている。

これは全国の公共用水域に一律に適用されるため、一律基準と呼ばれている（水質汚濁防止法第3条第1項）。

しかし、水域によっては、その自然的、社会的条件から、この一律基準では十分に水質汚濁の防止が図られない区域もあると予想されるため、都道府県は条例で一律基準よりも厳しい排水基準（上乘せ基準）を定めることができることとなっている（水質汚濁防止法第3条第3項）。

広島県条例である「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」は、第3条及び第5条に特定項目についての上乗せ基準を定めている。

d 総量規制

総量規制（水質汚濁防止法第4条の2）は、従来の濃度規制に加え、濃度とその排水量からなる汚濁総量により規制することにより、閉鎖性水域の水質改善を図ろうとするもので、昭和54年以来、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海環境保全特別措置法により瀬戸内海を対象に、COD（Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量の略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値）を規制項目として実施されている。

さらに、平成 14 年 10 月からは、富栄養化の原因物質である窒素、りんが規制項目に追加されている。

エ 下水道の経営に関する法令

(ア) 地方自治法

a 法律の目的

地方自治法は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている（地方自治法第 1 条）

このように、地方自治法は地方自治の基本法として、地方財政法、地方公営企業法の根拠をなしている。特に下水道事業の経営と関わりの深い主な事項は次のとおりである。

b 議会の議決

議会との関係について、予算、決算の認定、使用料等について議会の議決を要するものとして定めている（地方自治法第 96 条）。

c 会計の区分

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とし、特別会計は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる（地方自治法第 209 条）。

d 使用料

普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる（地方自治法第 225 条）。

下水道使用料もこの使用料に該当し、地方自治法第 228 条第 1 項の規定により条例で定めなければならないものである。

(イ) 地方財政法

a 法律の目的

地方財政法は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的としている（地方財政法第 1 条）。

下水道事業の経営に関係の深い主な事項は次のとおりである。

b 地方債

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、地方公営企業に要する経費の財源とする場合においては、地方債をもってその財源とすることができる（地方財政法第5条）。

また、地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても同様とする（地方財政法第5条の2）。

c 公営企業の経営

公営企業で、政令で定めるもの（下水道事業は、地方財政法施行令第46条において、地方財政法第6条の政令で定める公営企業として規定されている。）については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（地方財政法第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。ただし、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる（地方財政法第6条）。

この地方財政法第6条は、公営企業の独立採算制の原則、即ち適正な経費負担区分を前提とした独立採算制を明確にした規定で、地方公営企業法の適用如何に関わらず、公営企業の経営の基本原則を定めたものである。

d 国の負担

下水道事業は、重要な都市計画事業として位置付けられており、地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費として、国が、その経費の全部又は一部を負担する事業（地方財政法第10条の2）とされている。

この規定は、下水道の建設費に対する国庫補助金の性格について、名前は補助金であるが、地方財政法第16条の補助金とは異なり、国が負担すべき国庫負担金である旨規定したものである。

このため、国が負担すべき経費についての種目、算定基準及び負担割合は法律又は政令で定めなければならないものとされ（地方財政法第11条）、国が負担する金額は、地方公共団体が当該事務を行うために必要で、かつ、十分な金額を基礎として算定しなければならない（地方財政法第18条）、その支出はこれを財源とする経費の支出時期に遅れないようにしなければならない（地方財政法第19条）と規定されている。

(ウ) 地方公営企業法

a 法律の目的

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としている（地方公営企業法第1条）。

下水道事業の経営に最も関係の深い法律で、その主な事項は次のとおりである。

b 経営の基本原則

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第3条）。

c 経費負担の原則

地方公営企業法第17条の2において、地方公営企業の経費は、次に掲げる経費を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められている。

- ・ その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ・ 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

これは、地方財政法第6条の「公営企業の経営」を受けたもので、具体的には地方公営企業法施行令第8条の5に規定している。下水道事業については、同条に定めがなく、法的には地方公営企業法第17条の3の「補助」に該当することとなる。

d 計理の方法

地方公営企業法第20条において、経理の基本原則を示し、発生主義の原則に基づく企業会計方式により処理することを定めている。

- ・ 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
- ・ 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、全ての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。
- ・ 資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

e 料金

地方公営企業法第 21 条において、料金徴収の根拠及び料金のあり方についての基本原則を定めている。

- ・ 地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ・ 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

f 企業債

前述した地方債の一つである。地方公営企業法の規定を適用する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こした地方債であり、国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、その償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をする（地方公営企業法第 22 条）。

g その他

地方公営企業法第 24 条で「予算」、同法第 25 条「予算に関する説明書」、同法第 26 条「予算の繰越」、同法第 27 条「出納」、同法第 27 条の 2「公金の収納等の監査」、同法第 29 条「一時借入金」、同法第 30 条「決算」、同法第 31 条「計理状況の報告」、同法第 40 条「地方自治法の適用除外」等を定めている。

広島市下水道事業は、昭和 60 年 4 月 1 日から地方公営企業法のうち第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用（一部適用）することについて、広島市下水道事業の設置等に関する条例で定めている。

(エ) 広島市下水道事業の設置等に関する条例

a 条例の目的

地方公営企業法第 4 条において、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

これは、地方公共団体が地方公営企業を経営することは、以下の性格を有しており、その設立当初においてこのような事業を企業として行うという団体意思を明確にする必要があるためである。

- ・ 地方公共団体の任意事務であるとともに、独立採算制の原則の下に自立性を持った企業として行われるものであり、地方公共団体の一般行政事務に比して極めて強い特殊性を持っている。
- ・ 地方公営企業は経済活動として行われるため、経済変動等に伴う危険負担は最終的にはその設置者である地方公共団体が負わなければならないものである。

設置及び経営の基本に関する事項として、条例で定めている主な事項は以下の b から d のとおりである。

b 下水道事業の目的

下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として、下水道事業を設置する（下水道事業の設置等に関する条例第1条）。

c 経営の基本

下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしている（下水道事業の設置等に関する条例第3条）。

d その他

下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第4条で重要な資産の取得及び処分について、地方公営企業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならないものの金額等、条例第5条で法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により議会の同意を得て職員の賠償責任を免除する場合の賠償額、条例第6条で法第40条第2項の規定により条例で定める議会の議決を要する負担付き寄附の受領等、条例第8条で法第34条の2ただし書きの規定により会計管理者に行わせる会計事務などを定めている。

2 広島市の下水道事業について

(1) 広島市の下水道事業の概要

ア 広島市の下水道事業の規模

平成 25 年度末(平成 26 年 3 月 31 日)時点における広島市の下水道事業の規模は、処理区域内人口は 112 万 5,921 人、処理区域面積は 14,020ha、管きょ総延長は 5,888 km である。

平成 21 年度から平成 25 年度における行政区域内人口等の推移は以下のとおりである。

【広島市の下水道事業の規模の推移】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
行政区域内人口 (A) (人)	1,176,144 (1,173,977)	1,179,893 (1,177,725)	1,182,719 (1,180,556)	1,184,583 (1,182,403)	1,188,454 (1,186,147)
処理区域内人口 (B) (人)	1,108,288 (1,106,121)	1,112,668 (1,110,500)	1,116,863 (1,114,700)	1,120,591 (1,118,411)	1,128,228 (1,125,921)
汚水処理人口普及率 (B/A) (%)	94.2 (94.2)	94.3 (94.3)	94.4 (94.4)	94.6 (94.6)	94.9 (94.9)
処理区域面積 (ha)	13,763 (13,726)	13,843 (13,806)	13,899 (13,862)	13,962 (13,925)	14,057 (14,020)
管きょ総延長 (km)	5,681	5,751	5,787	5,836	5,888
年間処理水量 (m ³)	157,896,669	159,075,361	161,906,170	154,975,817	157,942,863
年間有収水量 (m ³)	118,868,975	119,896,387	119,415,050	119,333,032	119,152,948

注) 数値は、広島市の公共下水道で汚水処理を実施している府中町大須地区分を加えたものであり、() 内は広島市に係る数値である。

※出所 「広島市下水道事業会計決算書」を基に監査人作成

イ 広島市の下水道整備状況

広島市の下水道整備計画と整備状況は以下のとおりである。

【広島市の下水道整備計画と整備状況】

区 分	処理区名	事業計画			整備状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)			
		処理面積 ha	処理場 か所	ポンプ場 か所	処理面積 ha	処理場 か所	ポンプ場 か所	
市街化区域内	単独公共下水道	千 田	513	1	5	513	1	5
		江 波	729	1	4	728	1	3
		旭 町	901	1	7	847	1	6
		太田川	10,774	1	38	9,223	1	35
		廿日市	10	—	—	10	—	—
		小 計	12,927	4	54	11,321	4	49
	流域関連 公共下水道	瀬野川	(2,898) 2,862	—	13	(2,515) 2,478	—	12
小 計	(15,825) 15,789	4	67	(13,836) 13,799	4	61		
市街化区域外	公共下水道 特定環境保全	水内川	46	1	—	41	1	—
		似 島	14	1	—	0	0	—
		単独関連	725	—	5	174	—	4
		流域関連	73	—	—	6	—	—
		小 計	858	2	5	221	1	4
合 計		(16,683) 16,647	6	72	(14,057) 14,020	5	65	

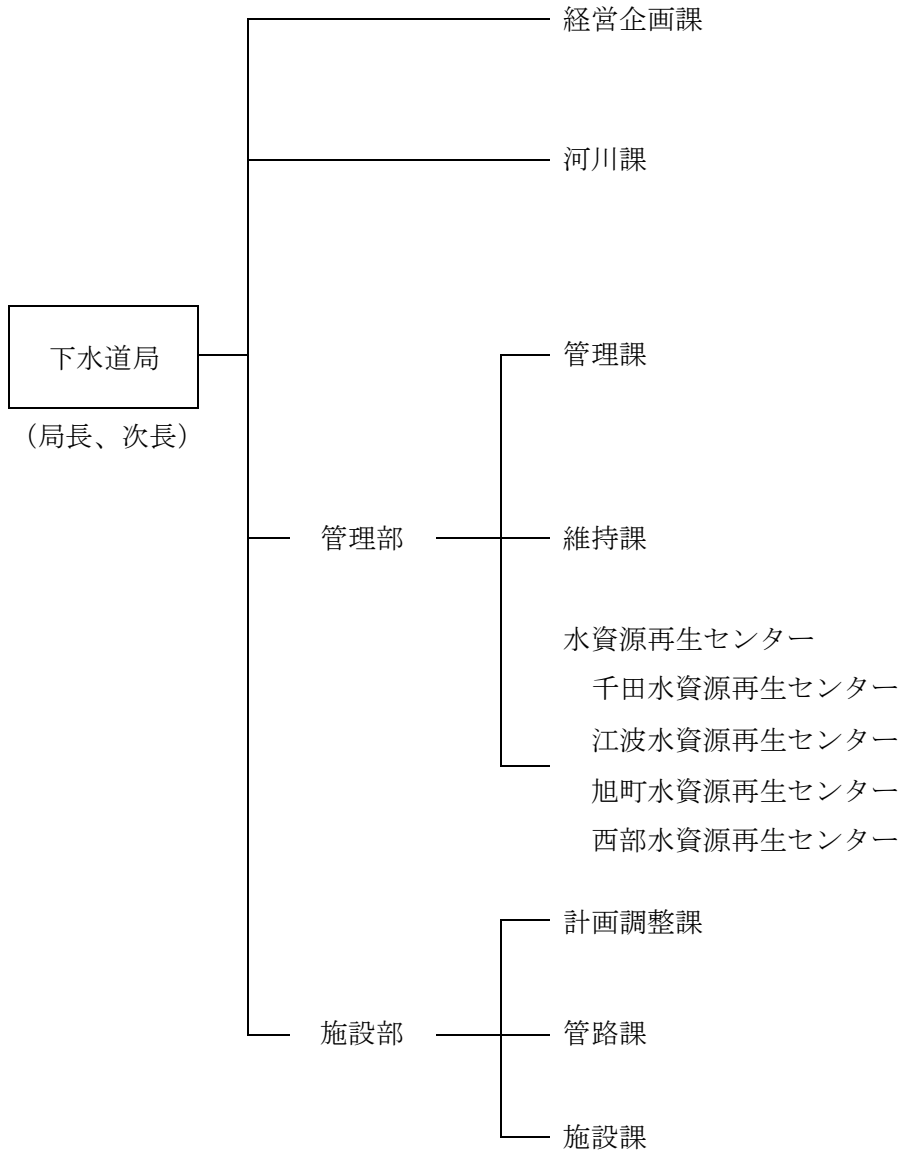
注) () 内は府中町大須地区を含む。

※出所 「広島市下水道局 平成 26 年度事業概要」を基に監査人作成

ウ 組織体制

広島市下水道局の組織体制及び職員数は以下のとおりである。

【組織体制】



※出所 「広島市下水道局組織図」を基に監査人作成

【広島市下水道局の所属、人員及び分掌事務】

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

所属 人員数	分掌事務
経営企画課 16 人	1 下水道事業の経営に関する調査及び企画 2 下水道事業に係る広報、広聴 3 下水道事業の統計 4 下水道事業に係る固定資産の管理の総括 5 下水道事業に係る普通財産（事業用代替地を除く。）の管理及び処分 6 下水道事業に係る訴訟、不服申立て等の総括 7 下水道協会 8 下水道事業に係る財政計画及び資金計画 9 下水道事業に係る予算の統括及び予算執行の調整並びに決算 10 下水道事業に係る企業債及び一時借入金 11 収入伝票、支出伝票及び振替伝票の審査 12 業務状況及び計理状況の報告 13 局の所掌事務の総合調整 14 局の人事 15 局の事務改善 16 局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括
河川課 10 人	1 河川の管理の総括 2 河川の管理に係る訴訟、不服申立て等 3 河川の整備計画 4 都市基盤河川の改修事業（東区役所及び安佐北区役所の所掌に属するものを除く。） 5 河川の防災及び急傾斜地の崩壊防止 6 公共土木施設災害復旧事業の総括 7 開発行為に伴う河川及び調整池の調査及び指導 8 河川の台帳 9 土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整 10 土砂災害防止対策の推進

所属 人員数	分掌事務
管理課 25 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道、小規模下水道及び農業集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)(下水道敷及び下水道管路(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括 2 下水道使用料 3 下水道使用開始届(中区、東区、南区及び西区の区域に係るものに限る。)等の受付 4 水洗便所の普及 5 水洗便所設備資金及び排水設備改修資金の貸付け 6 排水設備 7 排水設備の接続工事並びに計画の確認及び検査(安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区の区域に係るものを除く。) 8 排水設備指定工事店及び責任技術者 9 公共下水道等に係る水質管理及びその総括 10 悪質下水の排除の防止 11 団地浄化槽(敷地及びその他の附属設備を含む。)の引取り 12 水資源再生センター
維持課 60 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 水資源再生センター、下水ポンプ場、小規模下水道(管路を除く。以下維持課の部分において同じ。)及び農業集落排水処理施設(管路を除く。以下維持課及び施設課の部分において同じ。)の運転操作、維持管理及び補修工事の総括 2 下水ポンプ場(水資源再生センターの所掌に属するものを除く。)の運転操作、維持管理及び補修工事 3 水資源再生センター、下水ポンプ場、小規模下水道及び農業集落排水処理施設の修繕及び補修工事の検査 4 水資源再生センター及び下水ポンプ場の機器の整備
千田水資源再生センター 57 人 江波水資源再生センター 51 人 旭町水資源再生センター 35 人 西部水資源再生センター 9 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 水資源再生センター及び当該水資源再生センターの処理区域内の中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 2 当該水資源再生センターの処理区域内の下水道施設の維持管理に必要な水質の検査

所属 人員数	分掌事務
計画調整課 17 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の整備に係る総合調整 2 下水道事業に係る調査及び企画 3 流域下水道の整備に係る連絡調整 4 下水道事業に係る電算化の推進の調整 5 下水道設備台帳の整備 6 下水道事業受益者負担金等の調査、賦課及び徴収（滞納整理等に関するものを除く。） 7 下水道事業受益者負担金等及びこれに係る附帯金の収納 8 下水道事業受益者負担金等の納期前納付に係る報奨金の交付 9 下水道事業受益者負担金等に係る過誤納付金等の還付及び充当 10 下水道事業受益者負担金等に係る督促 11 下水道事業受益者負担金等に係る不納欠損処分 12 下水道工事の施行に係る諸基準の作成 13 下水道建設事業（安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所の所掌に属するものを除く。）に伴う下水道敷の借上げ
管路課 30 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道敷等の管理の総括 2 下水道建設事業に係る総合調整 3 公共下水道等の管路（安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所の所掌に属するものを除く。）の新設工事、改良工事、維持補修（区役所の所掌に属するものを除く。）及び工事の受託施行 4 市営浄化槽事業 5 下水道管路台帳の整備 6 開発行為に係る公共下水道等の調査及び指導（安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所の所掌に属するものを除く。）
施設課 19 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の建設工事及び改良工事 2 水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の機械設備及び電気設備の工事

※出所 「広島市下水道局組織図」及び「広島市事務組織規則」を基に監査人作成

(2) 広島市の下水道事業の沿革

中国山地に源を発する太田川の下流、「デルタ」の上に発達した広島市は、市街地の大半が満潮面以下の低湿地であり、排水の問題には古くから悩まされてきた。そこで、明治 41 年から下水道事業に着手し整備を行ってきたが、昭和 20 年 8 月 6 日の原爆被災で下水道施設も壊滅的な打撃を受け、下水道の機能は麻痺状態になった。昭和 23 年度までに応急復旧を完了したが、抜本的な街路網の変更もあり、その大半が使用できなくなったため、戦後の下水道整備はゼロからの再スタートとなり、緊急な整備を要

する戦災復興土地区画整理区域の中心市街地を対象として昭和 26 年度から下水道事業に着手した。

その後、計画区域を拡大し整備を進めてきた結果、平成 15 年度末には段原土地区画整理区域などを除いて当時の市街化区域内の汚水処理施設の整備が概ね完了している。

平成 17 年度の湯来町との合併に伴い、特定環境保全公共下水道事業を引き継ぎ、特定環境保全公共下水道事業特別会計を設け、平成 20 年度からは、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市営浄化槽の 4 つの事業を下水道事業に統合して整備に取り組んでいる。

【広島市の下水道事業の主な沿革】

年月	内 容
明治 41 年 3 月	下水道事業に着手
昭和 20 年 8 月	原爆によって下水道施設の大半が被災
昭和 21 年 1 月	戦災復旧・戦災復興下水道事業に着手
昭和 23 年 12 月	広島市下水道条例（旧）の制定
昭和 27 年 6 月	下水道使用料の徴収を開始
昭和 39 年 6 月	水洗便所改造資金貸付制度の創設
昭和 44 年 3 月	下水道事業受益者負担金制度の採用
昭和 47 年 10 月	広島市下水道条例（現行）の制定
昭和 60 年 4 月	企業会計方式を導入
昭和 62 年 4 月	財団法人広島市下水道公社を設立
平成 16 年 3 月	財団法人広島市下水道公社を廃止
平成 17 年 4 月	湯来町合併 特定環境保全公共下水道の設置
平成 20 年 4 月	市街化区域外生活排水処理施設整備事業に着手（特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽）

※出所 「広島市下水道局 平成 26 年度事業概要」を基に監査人作成

(3) 広島市の下水道事業に関する計画

ア 公共下水道整備事業

広島市は昭和 26 年 4 月に公共下水道の整備に着手し、市街化区域等 16,647ha を対象として、単独公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を進めている。これらの広島市下水道計画図は、32 頁に示すとおりである。

市街化区域内の汚水整備については、平成 16 年 3 月末に概ね完了し、現在は、青崎土地区画整理事業及び私道等の未整備地区について整備を進めている。単独公共下水道は昭和 27 年に事業認可を取得し、平成 24 年 4 月より大州処理区が流域関連公共下水道に移行したことから、現在、千田、江波、旭町処理区 2,143ha のほかに、平成 2 年 4 月に広島県から移管され単独公共下水道となった太田川処理区 10,774ha 及び埋立てにより新たに市街化区域となった廿日市処理区 10ha を加えた 12,927ha となり、また、広島県が進めている太田川流域下水道の整備に関連する流域関連公共下水道は昭和 56 年に事業認可を取得し、現在、瀬野川処理区 2,862ha となり、合計 15,789ha の整備が進んでいる。

市街化区域外の汚水整備については、特定環境保全公共下水道として、平成 17 年 4 月に合併した湯来町の一部である水内川処理区 46ha 及び平成 20 年に新たに認可を取得した似島処理区 14ha、単独公共下水道関連として 14 処理区 725ha や流域関連公共下水道として瀬野川処理区 73ha と併せて、858ha の整備が進んでいる。

(ア) 単独公共下水道

a 千田、江波、旭町処理区

広島市の中心部を占める 2,143ha を対象としている。

このうち、平成 26 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は 2,088ha となっており、概ね整備を完了している。

終末処理場である千田、江波、旭町の三つの水資源再生センターが、現在運転中である。

また、都市化の進展等に伴い、浸水が発生している地域のうち千田、江波、旭町、宇品地区等において、浸水対策に着手しており、施設の増強を行っている。

その他、千田地区等において、合流式下水道の改善事業や改築更新事業にも着手している。

b 太田川処理区

広島市の西部、北部を占める 10,774ha を対象としている。

平成 26 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は、9,223ha となっており、引き続き処理区域の拡大を図るため整備を進めている。

終末処理場である西部水資源再生センターは、昭和 56 年 10 月 1 日に部分運転を開始しており、処理能力の向上を図るため、現在、水処理設備の増設工事を行っている。

また、西部商工センター地区について、平成14年より浸水対策事業に着手している。

さらに、下水道資源・エネルギー等の有効活用を図るため、西部水資源再生センターにおいて、平成24年度より下水汚泥燃料化施設の運転が開始されている。

c 廿日市処理区

広島市の西部、廿日市木材港埋立地の一部広島市域分 10ha を対象とし、平成12年度に整備を完了している。

終末処理場である廿日市市浄化センターは、平成6年8月1日に部分運転が開始されている。

(イ) 流域関連公共下水道

広島市の東部 2,862ha を対象としている。

平成26年3月31日現在の処理開始区域面積は、2,478ha となっており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

終末処理場である広島県管理の東部浄化センターは、昭和63年10月1日に部分運転が開始されており、現在、広島県により増設工事が行われている。

(ウ) 特定環境保全公共下水道

広島市の北西部水内川地区 46ha、広島市の南部似島地区 14ha、広島市西部及び北部の単独公共下水道関連 725ha 及び流域関連公共下水道関連の中野地区等 73ha を対象としている。

平成26年3月31日現在の水内川地区の処理区域面積は 41ha、単独公共下水道関連は 174ha、流域関連公共下水道関連は 6ha、合計 221ha となっており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

終末処理場である和田水資源再生センターが、現在運転中である。

イ 農業集落排水事業

農業振興地域に指定された安佐北区白木町の井原、井原高南、市川、須沢、上三田、三田、下三田、安佐町の小河内、安佐南区沼田町の戸山、安芸区阿戸町の阿戸、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道、桐地区の13地区としている。

平成26年3月31日現在12地区で処理開始しており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

ウ 市営浄化槽事業

公共下水道事業、小規模下水道及び農業集落排水事業の整備区域以外を対象区域とし、平成20年4月1日から広島市が個人住宅に合併処理浄化槽を設置し、又は個人設置の合併処理浄化槽を広島市が寄附を受け、その上で維持管理を行う公設・公管理の浄化槽事業を行っている。

「広島市下水道計画図」は別添ファイルのとおりです。

3 財務の状況について

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
資産の部	1,038,436	1,043,679	1,051,848	1,049,453	1,044,483
固定資産	1,028,144	1,032,372	1,036,199	1,035,097	1,032,714
有形固定資産	1,017,164	1,021,605	1,025,820	1,025,170	1,023,170
土地	51,355	51,396	51,530	51,533	51,121
建物	27,496	27,330	26,990	26,896	27,625
構築物	815,302	811,354	801,996	801,120	811,108
機械及び装置	95,481	95,243	101,815	107,068	107,512
車両運搬具	24	23	30	24	25
工具・器具及び備品	41	37	31	32	31
建設仮勘定	27,463	36,220	43,424	38,493	25,745
無形固定資産	10,553	10,397	10,050	9,638	9,265
地上権	27	27	27	27	27
施設利用権	10,509	10,353	10,006	9,594	9,221
電話加入権	16	16	16	16	16
投資	425	368	328	288	278
水洗便所改造資金貸付金	158	125	100	85	86
し尿浄化槽廃止資金貸付金	135	110	95	71	59
出資金	132	132	132	132	132
流動資産	10,291	11,307	15,648	14,355	11,769
現金預金	5,687	7,445	11,795	9,848	7,612
未収金	2,861	2,625	2,502	2,464	2,643
有価証券	6	6	6	6	6
前払金	1,736	1,229	1,344	2,037	1,506
負債の部	63,764	77,236	90,601	96,972	101,591
固定負債	53,723	66,122	75,745	84,817	92,988
資本費平準化債	53,696	66,094	75,715	84,330	91,762
償還積立金	-	-	-	450	1,178
企業債合計	53,696	66,094	75,715	84,780	92,941
水洗便所改造資金貸付借入金	21	22	24	31	42
し尿浄化槽廃止資金貸付借入金	5	5	5	5	5

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
長期借入金合計	26	27	30	36	47
流動負債	10,041	11,114	14,856	12,155	8,602
未払金	8,281	9,530	13,815	11,557	7,415
前受金	-	-	1	1	0
その他流動負債	1,759	1,584	1,039	597	1,186
資本の部	974,671	966,442	961,246	952,481	942,892
資本金	584,829	568,877	555,592	540,496	526,154
自己資本金	98,891	102,778	107,261	112,309	118,669
借入資本金(企業債)	485,938	466,098	448,331	428,186	407,485
剰余金	389,842	397,565	405,654	411,984	416,737
資本剰余金	389,842	397,565	405,044	410,444	414,817
受贈財産評価額	84,090	84,661	84,873	85,643	85,841
国庫補助金	264,763	271,391	277,960	281,960	285,521
県補助金	8,155	8,154	8,154	8,154	8,154
受益者負担金	10,320	10,387	10,446	10,490	10,490
受益者分担金	596	657	719	780	865
工事負担金	21,644	22,041	22,619	23,144	23,674
その他資本剰余金	271	271	270	270	269
利益剰余金	-	-	609	1,540	1,919
減債積立金	-	-	-	609	930
当年度未処分利益 剰余金	-	-	609	930	988
負債資本合計	1,038,436	1,043,679	1,051,848	1,049,453	1,044,483

※出所 「広島市下水道事業会計決算書」を基に監査人作成

主な増減要因

- 平成 25 年度の資産は、平成 24 年度と比べると、4,970 百万円 (0.4%) 減少している。これは公共下水道整備等で新たに 16,349 百万円資産を取得したが、施設の除却等により 3,159 百万円減少したこと及び減価償却費 15,573 百万円の計上により固定資産が 2,383 百万円減少していること及び現金預金が 2,236 百万円減少したことにより流動資産が 2,586 百万円減少していることによるものである。
- 平成 25 年度の負債は、平成 24 年度と比べると、4,619 百万円 (4.7%) 増加している。これは主に、未払金が 4,142 百万円減少し流動負債が 3,553 百万円減少しているが、資本費平準化債が 7,432 百万円増加し固定負債が 8,171 百万円増加していることによるものである。

- 平成 25 年度の資本は、平成 24 年度と比べると、9,588 百万円 (1.0%) 減少している。これは主に、国庫補助金が 3,561 百万円増加したことなどにより資本剰余金が 4,373 百万円増加したこと及び当期利益 988 百万円を計上したことなどにより利益剰余金が 379 百万円増加しているが、企業債が 20,701 百万円減少し資本金が 14,342 百万円減少していることによるものである。なお、平成 22 年度までは、汚水処理費用に係る収支不足額を一般会計補助金で補填されていたため、純利益 (純損失) は生じていない。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
営業収益	37,331	37,281	37,210	36,961	36,001
下水道使用料	20,753	20,847	20,567	20,478	20,357
一般会計負担金	16,576	16,432	16,641	16,481	15,642
その他営業収益	1	1	1	1	1
営業費用	23,994	24,399	24,745	25,023	24,871
管きよ費	540	528	515	454	461
水質指導費	65	61	60	67	64
ポンプ場費	2,113	2,082	2,090	2,116	2,003
処理場費	4,528	4,527	4,863	4,553	4,626
普及促進費	91	85	86	86	86
水洗化貸付事業費	23	20	19	19	35
業務費	980	997	987	1,020	1,059
総係費	506	482	510	539	508
特環公共下水道費	30	30	31	37	57
農業集落排水費	151	155	154	152	157
浄化槽費	5	13	17	21	27
減価償却費	14,755	15,187	15,220	15,347	15,573
資産減耗費	201	226	185	605	209
営業利益	13,336	12,882	12,465	11,938	11,129
営業外収益	601	602	647	607	599
受取利息	1	0	1	1	1
負担金	262	234	261	197	179
一般会計補助金	320	348	364	380	393
雑収益	17	18	20	28	25
営業外費用	13,973	13,429	12,483	11,592	10,468
支払利息及び 企業債取扱諸費	13,881	13,346	12,388	11,506	10,384
雑支出	91	82	95	85	84

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常利益	△35	55	629	953	1,260
特別利益	82	0	28	13	162
固定資産売却益	45	-	1	-	-
過年度損益修正益	0	0	4	1	162
その他特別利益	36	0	21	12	0
特別損失	47	55	47	36	434
固定資産売却損	-	-	-	-	382
過年度損益修正損	43	52	44	34	52
その他特別損失	4	3	3	1	0
当年度純利益	-	-	609	930	988

※出所 「広島市下水道事業会計決算書」を基に監査人作成

主な増減要因

- ・ 下水道使用料は、平成23年度より減少しており、平成25年度は平成24年度に比べ121百万円(0.5%)減少、平成22年度と比べると490百万円(2.3%)減少している。これは、主に以下のとおり年間有収水量が減少していることによるものである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間処理水量(千 m^3)	157,896	159,075	161,906	154,975	157,942
年間有収水量(千 m^3)	118,868	119,896	119,415	119,333	119,152

- ・ 営業収益に対する営業費用の割合は以下のとおり、毎年度連続して増加している。これは、主に使用料収入が減少しているが、営業費用の固定費部分、特に営業費用に占める割合が高い減価償却費が増加していることによるものである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
営業収益(百万円)	37,331	37,281	37,210	36,961	36,001
営業費用(百万円)	23,994	24,399	24,745	25,023	24,871
減価償却費(百万円)	14,755	15,187	15,220	15,347	15,573
営業収益営業費用比率(%)	64.2	65.4	66.5	67.7	69.0
減価償却費割合(%)	61.4	62.2	61.5	61.3	62.6

4 地方公営企業会計制度の見直しについて

地方公営企業における会計制度は、昭和27年の地方公営企業法施行以来、発生主義の考え方に立って企業性の發揮に留意しつつ、企業債を借入資本金として位置付けるなど、地方公営企業独自の枠組みにより運用されてきた。

しかしながら、民間の企業会計制度では、国際的な傾向を踏まえて適宜見直しが行われる中で、昨今、民間の企業会計制度と地方公営企業会計制度との制度上の違いが大きくなっていったことから、会計制度の整合性を図る必要が生じていた。

このような状況を背景として、総務省において地方公営企業の会計制度に関する見直し検討が進められてきたが、平成23年4月の地方公営企業法の一部改正等により地方公営企業会計制度の見直しが行われ、新会計基準が平成26年度から適用されることとなった。これにより、全国の地方公営企業では、より一層透明性の高い事業経営に取り組んでいくことが求められている。

(1) 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月）の提言を踏まえ、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月閣議決定）に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法の一部が改正され、施行されている。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）』による地方公営企業法の一部改正の概要
成立：平成23年4月28日（公布：平成23年5月2日）
施行日：平成24年4月1日
①法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。
②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

(2) 地方公営企業会計基準の見直し

「地方公営企業会計基準の見直し」の概要は以下のとおりである。

1. 借入資本金
2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
3. 引当金
4. 繰延資産
5. たな卸資産の価額
6. 減損会計
7. リース取引に係る会計基準
8. セグメント情報の開示
9. キャッシュ・フロー計算書

- | |
|-------------------------------|
| 10. 勘定科目等の見直し |
| 11. 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し） |

※出所 「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成 25 年 12 月総務省自治財政局
公営企業課）から抜粋

ア 借入資本金

借入資本金とは、①建設又は改良等の目的のため発行した企業債、②建設又は改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいう。

この借入資本金は、民間の企業会計においては、社債又は長期借入金として固定負債に整理されるものであるが、地方公営企業会計においては、昭和 27 年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで資本金として整理されていた。

新会計基準では、借入資本金を負債に計上し、1 年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に、それ以外の債務は固定負債に計上することとなる。負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分し、負債のうち、後年度一般会計負担分について定めがある場合には、その旨「注記」することとなる。

<広島市の取組状況>

平成 26 年度予算の予定貸借対照表において、償還期限に応じて、流動負債及び固定負債にそれぞれ計上している。

平成 26 年度予定貸借対照表の注記として、総務省繰出基準に基づく企業債残高を記載している。

イ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

新会計基準では、任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止される。また、従来は資本剰余金として処理されていた償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化していくこととなる。

この見直しは、新規に取得する償却資産だけではなく、既存の償却資産についても適用される。そのため、資本剰余金の整理と金額の見直しが必要であり、みなし償却制度を適用している償却資産は帳簿価額の見直しも必要となる。

なお、「みなし償却制度」とは、補助金等で取得した固定資産について、補助金等部分については減価償却を行わなくてもよいとされていたものである。

<広島市の取組状況>

平成 26 年度予算の予定貸借対照表において、国庫補助金等について、償却資産に係るものは固定負債に長期前受金として計上し、非償却資産に係るものは資本の部に資本剰余金として計上している。

平成 26 年度予算において、営業外収益に長期前受金戻入を計上している。平成 26 年度予定貸借対照表でみなし償却制度を適用していた資産について減価償却済みの価額で計上している。

ウ 引当金

従来の会計基準では退職給与引当金と修繕引当金の計上が認められていたが、計上は任意となっていた。

新会計基準では、退職給付引当金の計上を義務化しており、退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ計上するものとしている。

<広島市の取組状況>

退職給付引当金については、平成 26 年度の予定貸借対照表の注記として一般会計の負担である旨を記載している。

賞与引当金及び貸倒引当金については、平成 26 年度の予定貸借対照表に計上している。

エ 繰延資産

繰延資産とは、ある年度において費用として支払った金額であってもその効果が次期以降に継続する場合には、その残存している効果を見積もって、その部分を資産として繰り延べた額をいう。

新会計基準では、鉄道事業法において繰延資産への計上が認められているもの（多額の災害損失等）を除き、新たな繰延資産の計上を認めていない。ただし、現在、繰延資産に計上されている項目については、その償却を終えるまでは繰延資産への計上を可能としている。

<広島市の取組状況>

広島市では該当事項はない。

オ たな卸資産の価額

従来の会計基準では、たな卸資産の帳簿価額は、購入又は製作若しくは生産に要した価額とされ、無償で譲り受けたたな卸資産の価額は、適正な見積価額によるものとされていた。

新会計基準では、たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付けている。ただし、事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合には、時価評価を行わないことができるものとしている。

<広島市の取組状況>

広島市では該当事項はない。

カ 減損会計

新会計基準では、従来の会計基準にはない減損会計を導入している。

減損会計とは、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額することにより、経営成績をより適切に表すようにするというものである。

減損会計の導入により、資産のグルーピングを行った上で、①減損の兆候の把握、②減損損失の認識をするかどうかの判定、③減損損失の測定、④減損損失の会計処理、という過程を経ることになり、この作業を毎年度行うことになる。

<広島市の取組状況>

未利用地について取り扱いを検討したが、金額的重要性に乏しいものと判断し、減損処理は行わないこととしている。

キ リース取引に係る会計基準

新会計基準では、従来の会計基準にはないリース会計を導入している。

リース会計では、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分し、ファイナンス・リースについては、その経済的実態から当該リース資産を売買したと同様の状態にあると考えられ、売買を行ったかのように会計処理を行うというものである。

ただし、中小規模の地方公営企業においては、所有権移転外ファイナンス・リースについて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされている。

<広島市の取組状況>

地方公営企業法施行規則第 55 条の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理を行うこととしている。なお、長期継続契約のリース物品のうち、金額的重要性が高いもの（契約金額 300 万円超）は、平成 26 年度予定貸借対照表の注記として未経過リース料を記載している。

ク セグメント情報の開示

新会計基準では、従来の会計基準にはないセグメント情報の開示を導入している。

セグメント情報を開示することにより、セグメントごとの業績評価を明確にし、経営分析を適切に行うことができる。

セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断することとし、企業管理規程で区分方法を定めるものとされている。なお、地方公営企

業法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費に係る事業について、損益計算書で区分していない場合は、必要に応じ、セグメント情報として開示するものとされている。さらに、開示すべきセグメント情報は、セグメントの概要、事業収益、事業損益、資産、負債、その他の項目とされている。

セグメントの区分は各地方公営企業が判断することとされている。

<広島市の取組状況>

セグメントの区分については、「公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水処理施設・市営浄化槽施設による区分」、「雨水・汚水による区分」などに区分した開示は行わないこととしている。

ケ キャッシュ・フロー計算書

新会計基準では、従来の会計基準にはないキャッシュ・フロー計算書の作成及び開示を導入するとしている。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの 3 つの区分に分けて、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものである。

<広島市の取組状況>

平成 26 年度予算説明書に予定キャッシュ・フロー計算書を記載している。

コ 勘定科目等の見直し

新会計基準では、これまでの改正の方向性も踏まえつつ、地方公営企業法の負担区分の状況や資金不足の状況をはじめとする経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかにされるよう勘定科目の見直しを図る必要があるとしている。

また、地方公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等注記すべき項目をまとめた注記表を作成するものとしている。

<広島市の取組状況>

平成 26 年度予算において、貸倒引当金繰入額、賞与引当金繰入額等の科目を新設するとともに、重要な会計方針等を注記している。

サ 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

新会計基準では、減債積立金を使用して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度（組入資本金制度）を廃止するとしている。

そのため、使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となる。

また、その後の未処分利益剰余金の取扱いは、議会の関与を経て決定することとしている。

<広島市の取組状況>

平成 26 年度予算で予定している減債積立金の取崩により生じる未処分利益剰余金については、平成 26 年度決算で利益処分議案を提案し、議会の議決により資本金へ組み入れる予定となっている。